

平成 2 7 年度

— 第 1 8 回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	平成 2 8 年 3 月 1 7 日	1 1 時 3 0 分				
閉 会	平成 2 8 年 3 月 1 7 日	1 2 時 0 0 分				
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	藤井宣夫	欠	高本恭子	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 事務局職員の標準的な職を定める規則（案）の知事への協議について</p> <p>議決事項 2 教育評価支援委員会委員の委嘱について</p> <p>議決事項 3 公立学校教職員の標準的な職を定める規則（案）の知事への協議について</p> <p>議決事項 4 公立学校教職員の人事評価に関する規則(案)の知事への協議について</p> <p>議決事項 5 南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置認可について</p> <p>議決事項 6 古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員の任命について</p> <p>議決事項 7 奈良県文化財保護指導委員の委嘱について</p> <p>議決事項 8 人事について（学校関係）</p> <p>議決事項 9 人事について（事務局関係）</p> <p>報告事項 1 中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領について</p> <p>報告事項 2 奈良県立学校いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成27年度第18回定例教育委員会を開催いたします。本日は藤井委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長「まず、前々回及び前回の定例教育委員会議事録の承認についてです。お手元に配布している議事録について、各委員内容をご確認ください。ご承認をいただけますか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で承認</p> <p>○吉田教育長「議決事項 2 及び 6 から 9 について、人事に関する案件であり、奈良県教育委員会会議規則第17条に基づき秘密会において審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長「委員の皆様の議決をいただきましたので、議決事項 2 及び 6 から 9 については、秘密会として審議することといたします。」</p>	<p>承 認</p> <p>可 決</p>

議案及び議事内容

議決事項1 事務局職員の標準的な職を定める規則(案)の知事への協議について

○吉田教育長 「それでは、議決事項1『事務局職員の標準的な職を定める規則(案)の知事への協議』について、ご説明をお願いします。」

○中村次長 「事務局職員の標準的な職を定める規則(案)の知事への協議について、ご説明します。

本規則は、地方公務員法の改正により、標準的な職を任命権者が定めるものとされたことから、制定しようとするものです。また、標準的な職を定めようとするときは、地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、予め、地方公共団体の長に協議しなければならないものと、改正地方公務員法において規定されています。このことから、標準的な職を定める本規則を教育委員会から知事へ協議する必要があり、このことについて議決を求めるものです。

本規則では、第1条で、職制上の段階に応じ、標準的な職を定めます。職制上の段階とは、教育委員会事務局全体の中で、組織における指揮監督の系統や序列等の階層秩序を表すもので、たとえば、『主幹』や『事務局長』といったものです。標準的な職とは、教育委員会事務局の場合、部長、課長、課長補佐、係長、主事と規定したいと考えています。

第2条で、所要の規定の整備として、本規則のほか、必要な事項を教育長が別に定めることができることを定めます。施行期日は、改正地方公務員法の施行日の平成28年4月1日からです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○花山院委員 「標準的な職を定める以前と、この案とどう違うのでしょうか。」

○中村次長 「改正地方公務員法15条の2第2項により、標準的な職を任命権者が定めることとされていますが、大きな変更点がございません。現行の職制に合わせた内容を明文化したものです。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

議決事項3 公立学校教職員の標準的な職を定める規則(案)の知事への協議について

議決事項4 公立学校教職員の人事評価に関する規則(案)の知事への協議について

○吉田教育長 「それでは、議決事項3『公立学校教職員の標準的な職を定める規則(案)の知事への協議』について、及び議決事項4『公立学校教職員の人事評価に関する規則(案)の知事への協議』について、ご説明をお願いします。」

○塩見教職員課長 「議決事項3『公立学校教職員の標準的な職を定める規則(案)の知事への協議について』と、議決事項4『公立学校教職員の人事評価に関する規則(案)の知事への協議について』を併せてご説明します。

議決事項3は、改正地方公務員法第15条の2第2項の規定に基づく、標準的な職を定めるにあたり、改正地方公務員法15条の2第3項の規定により、教育委員会が知事に協議を行う必要があることから、この協議について、教育委員会に提案するものです。

議決事項4は、改正地方公務員法第23条の2の規定に基づく人事評価の基準及び方法に関する

議案及び議事内容

事項等を定めるにあたり、改正地方公務員法第23条の2第3項の規定により、教育委員会が知事に協議を行う必要があることから、この協議について、教育委員会に提案するものです。

平成26年5月の地方公務員法の改正により、地方公務員については、人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとされました。改正地方公務員法では、任命権者が、職制上の段階及び職務の種類に応じて、標準的な職を定めるとともに、職務を遂行する上で発揮することを求められる標準職務遂行能力を定めることとされています。また任命権者は職員の職務執行について、定期的に人事評価を行わなければならないが、人事評価の基準及び方法に関する事項、その他人事評価に関して必要な事項は、任命権者が定めることとなっています。

標準的な職及び標準的職務遂行能力を定めるに当たっては、改正地方公務員法第15条の2第3項の規定に基づき、知事に協議することとなっており、人事評価については、同法第23条の2第3項の規定に基づき、知事に協議することとなっています。そのため、標準的な職についての規則の制定及び人事評価の規則の見直しについて、知事に協議を行いたいと思います。

なお、協議の結果を受けた規則案の内容については、3月30日の定例教育委員会でお諮りする予定です。今回は知事への協議についての提案となります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○花山院委員 「公立学校教職員の人事評価に関する規則について、何故このような見直しが必要となったのか、簡単でいいのでご説明下さい。」

○塩見教職員課長 「地方公務員法の改正に基づき、人事評価の方法が変わります。勤務評定ということで実施していましたが、評価項目が明示されていない、人事管理に十分に活用されない問題点がありました。

地方公務員法の改正により、人事評価は能力、業績の両面から評価すること、評価基準の明示、自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性を確保し、人材育成にも活用することとなりました。任用にあっては職員の人事評価、その他の能力の実証に基づいて行うことになりました。さらに、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力、及び挙げた業績を把握した上で行える人事評価制度を導入して、これを任用や給与、分限その他人事管理の基礎とすることになりました。これが今回の規則改正の概要です。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項3及び4については可決いたします。」

議決事項5 南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置認可について

○吉田教育長 「それでは、議決事項5『南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置認可』について、ご説明をお願いします。」

○大西学校教育課長 「南和広域医療組合南奈良看護専門学校の設置認可について、ご説明します。

このことについて、南和広域医療組合から申請書が提出されました。学校教育法第130条に、市町村の設置する専修学校にあっては、県教育委員会の認可を受けなければならないとされています。

申請内容についてご説明します。学校名は南奈良看護専門学校です。専門学校の名称を用いていますが、専修学校に専門課程を置く場合に、専門学校の名称を使用することは可能とされてい

議案及び議事内容

ます。当該校の場合使用が可能です。

設置される場所は、吉野郡大淀町大字福神7番地の1、校舎は既に完成しています。

設置者は南和広域医療組合です。地方公共団体に準じますので、適合と考えています。この組合は、奈良県と南和地域、五條市及び吉野郡の市町村が一体となり、公立病院を効率的に経営することにより、地域住民に最適な医療を継続的に提供することを目的に、平成24年1月に設立されました。これにより、県立五條病院、吉野町国民健康保険吉野病院、及び町立大淀病院は、1つの急性期病院と2つの地域医療センターに再編され、これに伴い県立五條病院附属看護専門学校は、南和広域医療組合南奈良看護専門学校に移行し、当地域に位置する唯一の看護師養成施設としての役割を担うこととなります。地域医療を支える看護師を養成し、確保することを目的としたものです。

設置目的は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る人材を育成することです。

開設の時期は平成28年4月1日、設置される課程は医療専門課程、学科は看護学科、修業年限は3年、専門課程であるので、高等学校、中等教育学校を卒業した者が、入学資格があるということになります。

年間授業時数は1,000時間、法令では1年で800時間以上が専門学校の規定ですので、適合しています。

1学年の定員は40名です。法令では教育を受ける者が常時40名となっていますので、これも適合しています。

教員数は、専任9人です。法令に基づいて算出したところ、4人以上の専任が必要となる規模ですので、適合しています。

校長及び教員の資格についても、法令に照らして問題はありません。

経費等ですが、授業料、入学金及びその他の収入として、これらを支出に充当します。なお不足が生じた場合は南和広域医療組合が負担することになっています。

専用校舎面積は、1,908.96平方メートルで、法令に基づいて算出すると、500平方メートル以上が必要な面積となるので、十分な広さがあり、適合しています。

当該校が看護師の専門学校なので、看護師養成所としての指定認可を受ける必要があり、これについては2月22日付けで、許可を受けています。

以上から、学校教育法及び専修学校設置基準に照らしたところ、いずれも審査基準を満たしており、適切であると考えています。

南和広域医療組合は、中央公営企業法の適用を受けて、平成28年4月1日から、南和広域医療企業団に名称変更を予定しており、それにより当該校の名称も南和広域医療企業団南奈良看護専門学校とすべきですが、現時点では名称変更されていないので、元の名称のまま申請して、4月以降に名称変更することと聞いています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○森本委員 「4月1日の開設に当たって、専任講師、学生はどうなっていますか。」

○大西学校教育課長 「直接、施設の視察もさせていただき、全員ではありませんが、教員になれる方約7名の方と顔合わせもして、資格等を確認しています。

40人の学生募集は、昨年秋から募集を進めていると聞いていますが、入学予定者の人数は確認していません。」

○森本委員 「専門学校サイドで責任をもってやっているということですね。」

○高本委員 「教育委員会から教員の派遣もあり得るのですか。」

○大西学校教育課長 「基本的には設置者である、南和広域医療組合で確保することとなります。直接の派遣は考えていません。」

議案及び議事内容

○森本委員 「常時40人となっていますが、定員を満たさなかったり、中途退学されることは影響ないのでしょうか。」

○大西学校教育課長 「設置に関わって、定数を割ったことが長く続く場合は、設置基準が満たされていないということで指導が入ることはあります。」

○花山院委員 「この専門学校は、看護師が南部地域で不足しているということで、その設立の背景から、五條病院や吉野病院の附属のような形に感じます。私立含めて卒業する高校生たちが、看護師を目指すのに、新しい場所として提供されるのは確かですが、附属のような印象もあり、五條や吉野に就職することを期待されることもあると思います。その意味では奈良県以外の卒業生が受験しにきてもいいと思います。」

○高本委員 「今まで五條病院にあった附属の看護専門学校が閉鎖になった分、また大淀高等学校の看護医療コースからの進学者の受け皿と聞いています。」

○吉田教育長 「市町村が設置する専修学校の認可は県教育委員会ということですが、南和広域医療企業団の設置する場合も、県教育委員会が認可することで良いのでしょうか。」

○大西学校教育課長 「市町村立と県が加わる組合立ということで、文部科学省に確認したところ、学校教育法130条には、市町村が設置する専修学校の認可は県教育委員会と記載がありません。組合の場合は記載がありませんが、実態として主体が市町村の場合は県教育委員会が認可すれば良いとの回答でした。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項5については可決いたします。」

報告事項1 中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領について

○吉田教育長 「それでは、報告事項1『中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領』について、ご報告をお願いします。」

○大西学校教育課長 「中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領について、ご報告します。

前回2月17日の定例教育委員会においてご審議いただき、その際にいただいたご意見をまとめ、修正を行いました。

前回案では内容、目的についてぼやけているところがあるというご指摘を受け、中学校特別支援学級については県内中学校の特別支援学級としたこと、また副学籍による指導の目的については、対象生徒は中学校で取り組んだ部活動を継続することができるよう、特に高等学校の部活動に所属して、専門的な指導が受けられるということを明確にさせていただいたのが、主な修正内容です。副学籍による指導の内容、副学籍協議会の設置、事故防止及び事故発生時の対応について等は、文言の加筆修正を行いました。

修正した設置要領については、教育長の専決事項として、市町村教育委員会及び市町村立中学校に周知させていただいていること、ご報告します。

以上です。」

議案及び議事内容

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項1については承認いたします。」

報告事項2 奈良県立学校いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱について

○吉田教育長 「それでは、報告事項2『奈良県立学校いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱』について、ご報告をお願いします。」

○西上生徒指導支援室長 「奈良県立学校いじめ問題調査委員会専門委員の委嘱について、ご説明します。

昨年12月に発生した、県立高等学校における男子生徒の転落事象に関わり、県条例設置の奈良県立学校いじめ問題調査委員会による調査を、12月15日の定例教育委員会で決定いただき、委員会開催の準備を進める中で、委員から、事実の認定、心理分析、報告書の作成等、専門的な事項を担うため、条例で定めている専門委員の追加に基づき、弁護士2名と精神科医1名を追加するよう、要望がありました。

また、遺族側からも同様の要望がありましたので、各関係団体に推薦を依頼いたしました。

事実認定や調査報告書の作成に関わり、大阪弁護士会から、やまびこ法律事務所所属の、木下裕一弁護士 43歳を推薦いただきました。木下氏は司法試験合格後、大阪弁護士会に登録され、他の法律事務所に入所後、平成25年からやまびこ法律事務所を設立され、活動をされています。現在、大阪弁護士会こどもの権利委員会委員を務めておられます。

もう1名の弁護士については、京都弁護士会に推薦を依頼しています。

また心理分析に関わり、日本児童青年精神医学会から、兵庫県こころのケアセンター所属の、亀岡智美氏 57歳を推薦いただきました。亀岡氏は大阪府立病院等に勤められた後、現在のセンターに勤めておられ、同時に大阪教育大学の学校危機メンタルサポートセンター客員教授や、大阪大学大学院連合小児発達学研究所の招聘教授も務めておられます。

これら2名の方について、専門委員を委嘱させていただきましたことをご報告します。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「既に条例上5名の委員が委嘱をされておりますが、どのような分野ですか。」

○西上生徒指導支援室長 「弁護士会から推薦の法律、生徒指導支援学会から推薦の教育、精神科医学会から推薦の医療、臨床心理士会から推薦の心理、福祉社会福祉士会から推薦の福祉の5分野となっています。」

○吉田教育長 「京都弁護士会からの推薦はいつになりそうですか。」

○西上生徒指導支援室長 「今月中には推薦いただける予定です。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

議案及び議事内容

○吉田教育長 「報告事項2については承認いたします。」

その他報告事項

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○中村次長 「平成27監査年度第2回監査結果報告書の概要について、ご報告します。主に県立学校現場の監査結果報告です。

監査の結果につきましては、地方自治法第199条第9項の規定により、各行政委員会へも報告が提出されることとなっております。この第2回報告書が、2月25日付けで提出されましたので、その内容についてご報告いたします。

この報告は、平成27年11月から平成28年1月にかけての定期監査を含め、表紙記載の3つの監査の結果報告です。教育委員会関係では、定期監査分が該当しています。

県全体で、指摘事項が16件、注意事項が21件、意見が5件、合計42件でした。うち教育委員会関係は、合計11件です。内訳として、指摘事項が2件、注意事項が8件、意見が1件でした。

教育委員会は、36所屬について、監査が行われました。本年度監査の重点事項である公有財産の管理について、また契約関係や通勤手当などの手当関係で、多くの注意を受けています。引き続き、各所屬に対し事務処理のルール徹底を図り、各所屬の内部チェック機能の強化等の取組を進めていきます。

以上です。」

○西上生徒指導支援室長 「第1回奈良県立学校いじめ問題調査委員会の開催について、ご報告します。

3月10日、教育委員室にて第1回調査委員会が開かれました。冒頭、全員で黙祷した後、教育長よりご挨拶をいただき、議題に入りました。

内容は、まず委員長を委員から互選いただき、弁護士の田辺氏が選出されました。また委員長の職務代理は、委員長の指名により、臨床心理士の川上氏となりました。

また会議の進め方について、本県の審議会等の会議の公開に関する指針に則り、その公開基準である、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合に該当するとの判断から、当日の3号議案、それ以降の会議を非公開とされました。

以上です。」

○筒井人権・地域教育課長 「元気なならっ子約束運動の取組状況及び優秀園所の表彰について、及び奈良県社会教育委員会会議の概要について、ご報告します。

元気なならっ子約束運動について、取組期間も終わり、アンケートをとりまとめたので、その結果をご説明します。

まず本年度の取組について、26年度までは『おはよう・おやすみ・おてつだい約束運動』として展開してきましたが、本年度は、『おてつだい』を1つ、おてつだい以外の『やくそく』を親子で1つ決めて取り組もうということで、リニューアルして実施しました。実施した内容は資料のとおりです。

成果やアンケートから、子どもの様子の変化及び保護者の様子の変化について、いずれも肯定的な結果となっています。保護者のアンケートでは、子どもの成果に関することとして、自分に自信を持つことができた、主体的にお手伝いするようになった、挨拶する習慣が身についた等の意見がありました。保護者自身の気づきや変化については、お手伝いをさせる大切さを感じた、コミュニケーションや褒める機会が増えた、手本を示さないといけないと思ったといった意見が

ありました。いずれも取組によってプラスの成果が現れています。

この取組について、ノートの提出数や保護者へのアプローチ等の要素を加味し、優秀園所として28カ所、表彰させていただきました。内訳は幼稚園が15カ所、保育園・保育所が11カ所、認定

議案及び議事内容

こども園が1カ所、認可外保育所1カ所です。

この運動に協賛いただいている企業・団体も増えてきています。

次に、2月18日に開催しました、社会教育委員会会議の概要についてご報告させていただきます。

大きなテーマとして、『子どもに関する課題を解決するための大人の学びを創造する社会教育の在り方 ～社会教育が多様な子どもたちの課題の受け皿となるために～』を掲げて進めています。

今回の社会教育委員会会議では、このテーマを議論するための一つの柱として、『子どもたちの課題を解決するための親育ちのサポート』という観点で議論しました。親育ちのサポートをするために、たまり場づくりから始まる親の育ちという視点で議論を展開しました。たまり場とは親の拠り所となる場所や機会と定義しました。

親がたまり場に集い、自然につながる中で、課題に気づき、やりたいことが生まれる、それをコーディネートする者が支援することで、学びの活動が生まれる、このような活動をたまり場にフィードバックし、親の育ちの循環を創出する取組が必要とのご意見をいただきました。

たまり場づくりから始まる親育ちの推進のポイントとして、親が集いたくなる仕掛けや、親がつながり、課題に気付く仕掛け、親の育ちが生まれる学び場につながる取組、これらの観点が必要とのご意見をいただきました。

親の育ちを支える者の人づくりについてもご意見をいただきました。

今後は、最終の提言までに向けて、今回の親の育ちのサポートから、つながりづくり、子どもの育ちのサポートと、このような討議の柱で報告書をまとめ、公表したいと考えています。

以上です。」

○沼田保健体育課長 「『みんなでチャレンジ!』について、ご報告します。

幼児・児童の体力向上に向けての取組の一つとして、2月13日に、県立榎原公苑第一体育館において、『みんなでチャレンジ!』を開催しました。

第1部では、県がホームページを利用して実施している『外遊び、みんなでチャレンジ!』のまとめとして、小学生がペア縄跳び、8の字大縄飛びの記録に挑戦しました。平成19年に初めてこの大会を実施して以来、参加児童数は年々増加し、今年度は893人の児童が参加しました。役員保護者併せて参加者総数は1,300人と、大きな大会になりました。

第2部では大阪青山大学の村田トオル先生を招いて、『親子で元気っず®体操』を実施し、幼少期の子どもたちが、保護者とともに体を動かすことの楽しさを体験し、体力向上への意識付けを図る機会としました。

参加された保護者から『県のホームページをいつも見ている、県の取組に参加したいと思っていた』、『このような機会をどんどん増やして欲しい』などの感想もいただいています。

引き続き、『外遊び、みんなでチャレンジ!』の取組が拡充するよう機会を捉えて発信していくとともに、運動やスポーツの習慣化につながる取組を推進していきます。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○花山院委員 「いじめ問題調査委員会の開催について、学校で起こることとして大変痛ましく、これ以上悲しいことはありません。しっかりと問題を調査しなければならないということで、第1回が開催されましたが、第2回はどれくらいを目安にされていますか。」

○西上生徒指導支援室長 「今回は調整中ですが、4月中旬頃には開催されるものと考えています。」

○花山院委員 「調査をしていく中で、最終報告までに、中間報告、当該生徒の保護者への途中の報告もするという事はありますか。」

○吉田教育長 「学校から報告がまだありません。この春休みの期間で個別の聞き取りを行っ

議案及び議事内容

て、まとまった報告が学校からある予定です。これを受けて、4月中下旬には開催したいと考えています。どの程度になるかはわかりませんが、教育委員会にもご報告させていただきます。」

○西上生徒指導支援室長 「ご遺族の方への説明、その他の保護者に向けての説明の仕方やタイミングについても、調査委員会で判断いただくことと認識しています。学校では現在、報告をまとめているところです。それらも踏まえて調査委員会が進むものと理解しています。」

○森本委員 「監査結果報告について、下半期分は昨年と比較してどうでしたか。」

○中村次長 「昨年度と注意事項、指摘事項ともに同じような件数と聞いています。チェック機能を十分に果たすよう、各現場には指導をしていますが、ケアレスミスなどの指摘事項も後を絶たない状況ですので、今後も十分に注意していきたいと思います。」

○森本委員 「同じ事が起こらないように指導をしていただきたいと思います。」

○高本委員 「授業料を納められない事案も出ています。事情があると思います。教育委員会だけの問題ではなく、様々な方面からの支援を教育委員会がフォローしていかないといけないと思いました。」

○中村次長 「県立学校については、就学支援金の制度を利用できれば、授業料は実質無償となっておりますが、高所得者層の方からは授業料をいただいています。未収については、高所得者層の場合もあり、その場合は悪質ですので、注意を払っていききたいと思っています。」

○花山院委員 「制服代など、授業料以外の部分で未収があったりします。担任の先生や事務の方が催促せざるを得なかったりするのですが、保護者も払いたいけど払えない事情もあって、先生方も心苦しくて、辛く思われるケースもあります。そのような部分もサポートしていただくことも必要ではないかと思っています。」

○佐藤委員 「監査結果について、事務処理の人を訓練するだけで、無くなることが多いと思います。軽微なミスが多く、よろしく願いしたい。

元気なならっ子約束運動について、子どもの時の教育の効果が一生ついてまわるものということもあるので、ぜひ続けていただきたいと思います。」

○高本委員 「家庭と学校の両輪でやっていくことで、大変だと思いますが頑張って下さい。」

○佐藤委員 「社会教育委員会議について、『たまり場づくり』の活動PRはどの範囲にされますか。」

○筒井人権・地域教育課長 「市町村は当然ですが、地域で社会教育に携わっている方等に対して、幅広く情報発信していきたいと考えています。」

○吉田教育長 「きっかけとして子どもの誕生月のお母さんを集める、またどうしても出てこれない方が辛い思いをされているといった意見もありました。」

○筒井人権・地域教育課長 「ターゲットごとにきっかけづくりをしっかりと考えていこうという議論をしていました。

どうしても出てこれない家庭について、委員の一部からはアウトリーチ、訪問型も議論したいといった提案もありました。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

議 案 及 び 議 事 内 容

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」